

『特別の教科 道徳』（中学校） 教科用図書

これまでの道徳の時間の課題のひとつに、適切な教材の入手が難しいことがありました。しかし、平成27年3月の学校教育法施行規則の一部改正により、「特別の教科 道徳」が創設されたことから、全ての小学校、中学校において、文部科学省の検定を経た教科用図書を使うことになりました。

あきる野市では、7月26日(木)に開催した定例教育委員会において、平成31年度から使用する「特別の教科 道徳」（中学校）の教科用図書について、「新しい道徳」（東京書籍）を採択しました。

なお、小学校の「特別の教科 道徳」の教科用図書は、昨年度に「あたらしい道徳」（東京書籍）を採択し、本年度より使用しております。

「特別の教科 道徳」の教科用図書につきましては、採択の結果に関わらず、すべての出版社の教科用図書を、あきる野市図書館で閲覧ができます。

なお、平成31年度は、新学習指導要領の全面実施に基づいて、小学校が平成32年度から使用する全教科の教科用図書を採択いたします。

平成30年度 アーティスト・イン・ レジデンス事業

この事業は、外国人1人と日本人2人の計3人の若手版画家を招へいし、地域との文化交流を図りながら版画の制作活動を行うもので、全国に先がけて平成5年から開始しました。

今年度は、(写真右から)守屋佑香さん・森島花さん・ADAM ZBIGNIEW SOROCZYNSKI(アダムズビグニエフソロチンスキー)さん(ポーランド)の3人の版画家を招いており、アートスタジオ五日市(戸倉300番地)に9月1日から11月30日まで滞在しています。

招へい者と地域との文化交流として、9月下旬に五日市小学校の図工の授業への参加や、10月中旬に五日市児童館でのワークショップを行いました。今年度の招へい者が制作した版画を、11月に開催する作品展で展示する予定です。



あきる野市青少年委員を 紹介します

あきる野市青少年委員は、市内の青少年健全育成団体から推薦され、教育委員会の委嘱を受けた16人で構成し、青少年教育の振興を行っています。

①「あいさつ標語カルタ大会」の企画・運営
②「中学生の主張大会」の企画・運営

③研修活動(あきる野市の青少年の現状を知るための活動や、青少年施設の視察等)
などを行い、青少年の指導・育成などに取り組んでいます。

- 東 秋留地区：中村利久
- 多 西 地区：黒田 勉
- 西 秋留地区：三谷エリ
- 屋 城 地区：関谷隆俊
- 南 秋留地区：村野晴巳
- 草 花 地区：木村晴彦
- 一 の 谷 地区：木村恵子
- 前 田 地区：村野克浩
- 増 戸 地区：師岡栄二
- 五 日 市 地区：塚原敏之
- 秋 多 中 学 校 区：森川昌明
- 東 中 学 校 区：西山美香
- 西 中 学 校 区：石坂元宏
- 御 堂 中 学 校 区：吉永定見
- 増 戸 中 学 校 区：安部光記
- 五 日 市 中 学 校 区：海老沢治美

坂上洋之さん 東京都文化功労者表彰受賞

10月1日に都庁で表彰式が行われ、東京都文化功労者表彰を受賞しました。

坂上さんは、昭和55年、当時の秋川市文化財保護審議会委員に委嘱され、現在まで38年の長きにわたり市内に残る貴重な文化財の保存・継承に尽力されてきました。この間、平成14年から平成26年までの12年間は、会長職として文化財の保護に努めてきました。

また、昭和58年に刊行された「秋川市史」の執筆に関わり、市の歴史の普及啓発に努めてきました。

平成6年から平成14年までの8年間は、二宮考古館事務局長とし自身が持つ文化財に関する豊富な知識を提供して市民の郷土学習に大きく貢献してきました。

平成8年からは市民カレッジの主任講師として、ボランティアの市民解説員の育成に尽力し、高齢者の生きがいの場の提供にも貢献しています。

さらに、市内に残る秋川歌舞伎の保存・継承に尽力しています。これらの数々の業績が高く評価され今回の受賞となりました。

就学援助費 (新入学児童生徒学用品費) の入学前支給について

小・中学校の入学に係る費用の一部を援助します。

【支給対象者】(次の①、②の両方に該当する方)

①平成31年2月1日現在、平成30年度の就学援助費が認定となる年長未就学児・児童の保護者

②平成31年2月1日現在、あきる野市に住所がある年長未就学児・児童の保護者又は、平成31年2月1日までに平成31年度にあきる野市立小・中学校に入学することを教育委員会が承諾した年長未就学児・児童の保護者

【申請期限】

平成30年11月1日(木)～平成31年1月31日(木)※土日祝日除く

【申請方法】

・小学校入学予定者 10月に送付した就学時健康診断の通知に同封の申請書に必要書類を添付し、申請してください。

・中学校入学予定者 今年度の就学援助費が認定となつている方は、新入学児童生徒学用品費も認定となります。

※今年度、就学援助費の申請をしていない方で新入学児童生徒学用品費の支給を希望する方は、申請してください。

【提出先】教育総務課学務係(あきる野市役所2階)